

## 懲戒権に関する外国法調査－英国法

2020 年 1 月 久保野恵美子（東北大学大学院法学研究科）

前注：英国は、いくつかの法域に分かれるが、以下で紹介するのは、特に断りのない限り、イングランド及びウェールズ地方に適用される法の内容である。

## 第1 民事上の制度

1 親権<sup>1</sup>に関連する規定について

親権の内容について、法律の規定（又は判例法。以下、法律の規定と合わせて「規定等」という。）上、どのように規定されていますか（例えば、親権者等は、子に対する監護教育権、財産管理権又は法定代理権等をそれぞれ有するかなど）。規定等がある場合には、その内容を明らかにしてください。

法律の規定上、児童法（1989 年）3 条 1 項に、親権について、次のような規定がある。

「親責任」とは、法に基づき、子とその財産について親が有する全ての権利、義務、権能、責任及び権威をいう。<sup>2</sup>

参考：スコットランド法では、次のような、親権の内容についてのより具体的な規定がある。

児童法（1995 年）1 条 1 項

親は、子について、次のような責任を有する。

- (a) 子の健康、発達及び福祉を守り、増進すること。
- (b) 子の発達段階に応じた適当な方法で、子に対して、
  - i 指示
  - ii 助言 を与えること。
- (c) 子が親と同居していない場合には、定期的に子との人的関係及び直接の接触を維持すること。

<sup>1</sup> 「親権」とは、例えば、親が子を監護・教育したり、あるいは、親が子の財産を管理するなど、親が子に対して有する権利義務又は責任の総体をいうものとします。

<sup>2</sup> 児童法立法時の関係省庁による解説の中では、「親責任を有することの効果は、子の生活におけるほとんどの決定を行う権限を持たせること」との説明も見られた（the Department of Health, Introduction to the Children Act 1989, Para2.4.）。

(d) 子の法的代表者として行動すること。

ただし、本条に従うことが子の利益に適い、实际的である限りにおいて親は上記のような責任を有するものとする。

#### 児童法 2 条 1 項

親が親責任を果たすために、親は、次のような権利を有する。

- (a) 子を同居させ、又は、子の住居を定めること。
- (b) 子の発達段階に応じた適切な方法により、子の育成を制御し、指示又は助言すること。
- (c) 子と同居していないときには、定期的に子との人的関係及び接触を維持すること。
- (d) 子の法的代表者として行動すること。

## 2 懲戒権に関連する規定について

- (1) 上記1と関連して、親権者等の権限として子の非行・過誤に対して教育のために、叱責を加えたり、腕をつかむなど子の身体に対して有形力を行使したりする行為など (Discipline) をすることは許容されていますか。これらを許容又は禁止する明文の規定等がある場合には、その内容を明らかにしてください。
- (2) 上記(1)で規定等がある場合には、その規定等に基づく法的効果を明らかにしてください(例えば、親権者等は、彼らが保護又は監督する子に対する一定の条件の下での合理的な有形力の行使によって損害賠償責任や親権停止の考慮要素とされないなど。)

上記1のとおり、親責任の内容については、法律の規定上明文で定められていないが、判例法理等に基づいて学説によって整理される親責任に含まれると考えられる事項の一覧の一つとして、「Disciplining the child」が挙げられるのが通例である<sup>3</sup>。

・その背景をなす法状況は次のとおりである。

- ① 英国では、子に対する合理的な体罰 (reasonable chastisement) は、コモンロー上、合法とされてきた。
- ② ①の原則が、2004年に制定法によって、次のように修正を受けた。  
ア 2004年児童法 (Children Act 2004) 第58条は、18歳未満の子に対する身体傷害罪 (Actual Bodily Harm) や、重大身体傷害罪 (Grievous Bodily Harm) 等の一定

---

<sup>3</sup> Nigel Lowe et Gillian Douglas, *Bromley's Family Law*, 11<sup>th</sup> ed., Oxford, 2015p.338.

の犯罪については、刑事手続において、合理的な体罰であることを理由として正当化されず、民事責任も免れないことを明示した<sup>4</sup>。

イ 他方で、不法な有形力を加えたことを犯罪とする一般暴行罪（common assault）については、合理的な体罰であることが依然として正当化事由となり得る。

③ 2004 年法以降に問題となる論点

ア 一般暴行罪か身体傷害罪かの区別が重要となる。

検察庁のリーガル・ガイダンスでは、一時的な皮膚の発赤を生じさせるに過ぎない程度のものでない限り、（合理的な体罰であることが正当化されない）身体傷害罪で訴追すべきであると定められている。

逆に言えば、一時的な皮膚の発赤を生じさせるに過ぎない程度の有形力の行使であれば、合理的な体罰として許容される余地があるということになる。

イ 合理的な体罰であるか否かについては、行為の性質・前後関係、期間、当該行為を行った理由（動機）、子への身体的・精神的結果、子の年齢や性格が判断要素になるとされている（判例（スコットランドでは以前に法律に明記されていた））。

**(3) 前記(1)に関連して、以前は懲戒権に相当する規定はあったものの、改正により削除等されたという場合には、その改正の経緯等について明らかにしてください。**

イングランド及びウェールズについては、上記のとおりであるが、スコットランドでは、2019 年の立法により、合理的体罰の抗弁（the defence of reasonable

---

<sup>4</sup> 【2004 年児童法第 58 条（仮訳）】

(1) (2)で規定する犯罪に関し、子に対する暴行（battery）は、合理的な体罰であることを理由として正当化されない。

(2) (1) で言及されている犯罪とは、以下のものを指す。

(a) 1861 年人に対する犯罪法（The offences against the Person Act 1861）第 18 条及び第 20 条に規定する犯罪（重大な身体傷害）

(b) 同法第 47 条に規定する犯罪（身体傷害）

(c) 1933 年児童及び若年者法（The Children and Young Persons Act 1933）第 1 条に規定する犯罪（16 歳未満の者に対する虐待）

(3) 子に身体傷害を生じさせる暴行は、いかなる民事手続においても、合理的な体罰であることを理由として正当化されない。

(4) (3) の目的において、「身体傷害」とは、1861 年人に対する犯罪法第 47 条で規定されているものと同じ意味である。〔以下、略〕

chastisement) の法理が撤廃された (Children (Equal Protection from Assault) (Scotland) Act 2019) <sup>5</sup>。

### 3 体罰禁止に関連する規定

- (1) 前記1と関連して、親権者等による子に対する体罰等(精神的な侵害等を含む。)を禁止する規定等がありますか(ただし、民法の不法行為等、主体及び客体を限定しない一般的な規定は除きます。)。規定等がある場合には、その内容を明らかにしてください。

上記のとおり、親責任の内容は解釈に委ねられており、また、特別法上の規定も存しないため、体罰等を禁止する規定はない。

(ただし、教師による体罰は法律により一切禁止されている。また、上記のとおり、身体傷害罪では、合理的な体罰であることが正当化事由とならない。これに対し、一般暴行罪では、合理的な体罰が正当化事由となり得る。)

### 4 居所指定権もしくは職業許可権に関連する規定

- (1) 前記1と関連して、居所指定権又は職業許可権に関連する規定等がありますか。規定等がある場合には、その内容及びその意義(一般的な親権に関する規定との関係で独自の意義を有するか)について明らかにしてください。
- (2) 上記(1)に関連して、以前は居所指定権に相当する規定はあったものの、改正により削除等された場合には、その改正に際して、居所指定権又は職業許可権に関連する規定等について、改正の要否に関する検討の有無及び内容を明らかにしてください

---

<sup>5</sup> 【2019 年児童法 (暴力からの平等の保護) (スコットランド)】 (仮訳)

合理的体罰の抗弁の撤廃及び関連する目的のためのスコットランド議会の法律。

#### 1 条 合理的体罰の抗弁の撤廃

- (1) 親の権利又は児童を監督し保護することに由来する権利の行使において体罰を行うことは合法でありしたがって暴行罪 (assault) には当たらないとする法規範の効力は終了する。
- (2) 2003 年刑事司法法 (スコットランド) (the Criminal Justice (Scotland) Act 2003) の 51 条 (児童の体罰) は廃止する。

#### 2 条 意識喚起をするスコットランドの大臣の義務

1 条の効果に関する社会的認知及び理解を促進するために、スコットランドの大臣は適切と考えられる措置を執らなければならない。

い。

#### 〔居所指定〕

上記のとおり、親責任の内容を具体的に規定する条文はないため、居所を指定する権利を定めた規定は存しないが、代表的な教科書で列举される親責任に含まれる事項の一覧のうちの「Bringing up the child」についての解説において、これに関する次のような概要の言及がある。

歴史的には、コモンロー上、親（起源としては嫡出子の父）は、子の所有の権利（a right to possession of the child）を有するとされていた（Re Agar-Ellis(1883)24 ChD 317.）。

しかし、このような観念は（1989 児童法で新たに採用された）親責任の概念がまさに排除しようとした観念に立ち返ることになってしまったとして、別途の説明がされるようになっている。

例えば、Douglas 説では、家族と家族構成員は、恣意的な国家介入から自由であるということを示すものとして、所有の権利（possessory right）が正当化されると説明される。

いずれにしても、親責任は、次のような権利を含むというのが共通理解となっている。

- 国家からの恣意的な介入から自由に子を育てあげる権利（ヨーロッパ人権条約 8 条によって保障される）
- 他の個人からの介入から自由に子を育てあげる権利

後者の文脈での子を育て上げる権利は、親責任のない個人が合法的な権威なく子を連れ去ったときには、子奪取の罪に問われるという範囲で、刑事法によって守られている。

（親責任を有する者同士の間では、他に親責任を有する者の同意なしに連合王国の外への子の連れ去りが犯罪となるという範囲で、上記権利が守られている）

#### 〔職業許可〕

親責任の内容に含まれるとして列举される事項に挙げられていない。

## 第2 刑事上の制度

- 1 親権者等による子の身体に対する有形力の行使が、しつけのための合理的な有形力の行使として、違法性が阻却されるなどの理由で刑事責任を負わない場合がありますか。そ

の根拠となる規定等がある場合には、その内容を明らかにしてください。

上記第1の2のとおり、民事上の親責任の内容に関する議論が刑事法上の法理（合理的体罰の抗弁）を受けてなされている。

2004年児童法（Children Act 2004）以降は、一般暴行罪についてのみ、同法理に基づく刑事責任の免責可能性が認められている（身体傷害罪（Actual Bodily Harm）及び重大身体傷害罪（Grievous Bodily Harm）については、同法理による免責可能性が明文上否定された）。

**2 親権者等による子に対する体罰等を禁止する規定等がありますか（ただし、刑法の暴行罪、傷害罪等、主体及び客体を限定しない一般的な規定を除く。）。規定等がある場合には、その内容を明らかにしてください。**

明文の規定はない。

ただし、16歳未満の子どもに対する暴行、身体的その他の虐待、ネグレクト、遺棄等に対して刑事罰を科す刑事特別法がある<sup>6</sup>。

---

<sup>6</sup> 本文のこの部分は、法制審議会での報告後に補充したものである。子どもに対する特別の犯罪類型を定めた主たる部分は、次のとおりである。なお、1条の（1）において下線を付した各部分は、2015年になされた法改正（Serious Crime Act 2015による）によって、非身体的な虐待等の行為が対象に含まれることとなったことを反映している。当該改正は、処罰対象となる行為を心理的又は精神的な虐待に拡大した画期的なものと位置づけられている。

【1933年児童及び若年者法 Children and Young Persons Act 1933】（仮訳）

**第1条 16歳未満の者に対する残虐行為**

- (1) 16歳未満の児童又は少年に対して責任を有する16歳以上の者が、健康に対する不必要な苦痛又は傷害（身体的なものと心理的なもののどちらであっても）をもたらすような態様により、当該児童又は少年を、意図的に暴行し、（身体的又はその他の方法により）虐待し、放任し、遺棄もしくは置き去りにしたとき、又は暴行、（身体的又はその他の）虐待、放任、遺棄もしくは置き去りをさせもしくは周旋したときには、当該者は次のような刑罰を受け、責任を負う。（以下略）
- (2) この条文においては、
- (a) 児童又は少年を養育する法的な責任を有する親その他の者、又は法的後見人は、十分な食事、衣服、医療もしくは住居を与えなかったとき、又はそうしなければ食事、衣服、医療もしくは住居を与えることができないにもかかわらずそのために適用されうる法令の下で

また、伝統的に承認されてきた合理的体罰の抗弁について、その適用範囲が縮小され（2004 年児童法）（又は廃止され（スコットランド））たことは、社会的には、刑事法上体罰が禁止された意味を持つものとして理解されている。

### 3 前記2で規定等がある場合には、体罰等の範囲(その規定の解釈)を明らかにしてください。

上記第1の2のとおり、一時的な皮膚の発赤を生じさせるに過ぎない程度の有形力の行使を超える範囲のものは、犯罪に当たるとされる。

（スコットランドでは、一時的な皮膚の発赤を生じさせるに過ぎない程度の有形力の行使であっても、それが大人に対して行われた場合に犯罪となるか否かと同等の基準に従って犯罪に当たるか否かが判断されることになると思われる。）<sup>7</sup>

以上

---

採りうる手段によりそれらを手配することを怠ったときには、健康に害をもたらすような態様によって放任をしたものとみなされる。

- (b) 16歳以上の者とベッドに入っているときにおける3歳未満の幼児の死が窒息によるものと証明された場合において（疾病又は喉もしくは気道の異物による場合を除く）、当該者がベッドに入ったとき又は窒息より前のいずれかの時点において、飲酒又は禁止薬物の影響下にあったときには、幼児の健康に害をもたらすような態様で幼児を放任したものとみなされる。

<sup>7</sup> スコットランドでは、2019年法が制定されるまでは合理的体罰の抗弁の法理が適用されていたが、同法理によっても合法視されない暴力として、頭部を強打し、揺さぶり、又は道具を用いての暴力が明文で規定されていた（Criminal Justice (Scotland) Act 2003の51条3項（2019年法によって失効））。